

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社（以下「会社」という。）に入社し、セールスエンジニアとして勤務していたが、所属するB機器事業部は1名であったためクレーム処理も担当していたところ、平成〇年〇月頃に発熱、頭痛、不眠、電話が怖くなる等の症状が現れたことから、C病院に受診し、「慢性筋緊張型頭痛」と診断された。

その後、請求人は、同年〇月にD病院に受診し、頭痛について精査したが、器質的異常は認められなかったが、同年〇月に同院を受診した際、精神安定剤を処方されたところ、効果があったことから「うつ病」と診断された。

請求人は、会社が取り扱っていた事務用回転椅子に関するクレーム量の増加に伴う謝罪のための出張やクレーム内容に係る本社への報告書の作成業務などにより、時間外労働が続き精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害については、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、E医師、F医師の意見書の内容等を踏まえ、平成〇年〇月下旬、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとの意見を述べており、当審査会も専門部会の意見を妥当と判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の業務による心理的負荷の総合評価について検討する。

ア 本件疾病発病前おおむね6か月間及び発病後に認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

イ 業務による具体的出来事

請求人は、「平成〇年〇月に担当している事務用回転椅子のGの製造工場がドイツからルーマニアへ移転してから品質が落ち、クレームが多くなり、そのため、謝罪のための出張、返品される部品のクレーム内容と確認作業が増加し、工場・本社への報告作成業務が時間外になり、時間外労働がほぼ毎日

続いた。」と主張している。当該出来事は、認定基準の具体的出来事のうち、「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると考えられる。

請求人は、聴取書において、要旨、クレームが多くなったが、電話より直接会うことの方が良かったことから、出張による移動時間も苦ではなかったと述べ、クレームの内容等に関し特に対応が困難であったものについて具体的に言及していない。

また、監督署が認定した請求人の時間外労働時間は、本件疾病発病前6か月間における1か月当たりの時間外労働時間数は、21時間15分から55時間15分であることが認められ、休日も確保されていることから、精神障害を発病させるほどの恒常的な長時間労働に従事していたとは認められない。

以上のことから、この出来事 psychological 負荷の総合評価は「中」と評価するのが妥当と判断する。

(4) 業務による心理的負荷以外に特段の心理的負荷、個体側要因は認められなかった。

(5) したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。